

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の  
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年6月21日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

教総第 10106 号

平成 18 年 6 月 13 日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧野 浩隆 殿



沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する  
条例案に対する意見

沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見については、異議ありません。

教総第 10106 号

平成 18 年 6 月 13 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧野 浩隆



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条に基づき、別紙議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

# **沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の 一部を改正する条例（案）**

平成18年6月議会（定例会）

教育庁総務課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

(1) 県教育委員会では、平成14年3月に、平成14年度から平成23年度までを計画期間とする「沖縄県立高等学校編成整備計画」を策定し、編成整備の基本事項を定めるとともに、国際化・情報化等の社会変化に柔軟に対応した新しいタイプの学校として、総合実業高等学校や情報中心校などの設置を推進していくこととした。

当該計画では、農業、工業、商業など幅広い専門分野を科学技術の視点から総合的に学ぶことのできる総合実業高等学校（仮称）を既存の学校間の再編統合により設置を検討するとしており、北部地域においては少子化に伴う学級減のために学校の活力の低下が懸念されることから、教育課程の弹力的編成及び生徒同士の切磋琢磨を図ることを目的として、沖縄県立北部工業高等学校と沖縄県立名護商業高等学校の再編統合による北部総合実業高等学校（仮称）の設置を推進することとしている。

(2) これに基づき、教育委員会では平成17年9月に沖縄県立北部総合実業高等学校（仮称）設置基本計画を定め、平成19年4月に同校（沖縄県立名護商工高等学校）を開校することとしたため、条例を改正する必要がある。

(3) この条例により廃止される沖縄県立北部工業高等学校及び沖縄県立名護商業高等学校については、平成21年3月31日までの間存続し、沖縄県立名護商業高等学校については、平成19年4月1日から沖縄県立北部工業高等学校敷地内へ移転することとする。

### 3 改正案の概要

(1) 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正<第1条>

沖縄県立名護商工高等学校の名称及び位置を定める。（別表第1関係）

(2) 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正<第2条>

沖縄県立北部工業高等学校及び沖縄県立名護商業高等学校を廃止する。(別表第1  
関係)

(3) 施行日は、(1)については平成18年10月1日、(2)については平成19年4月1日とする。

ただし、(2)で廃止する学校については、平成21年3月31日までの間は引き続き存続させるための経過措置を設ける。この場合、沖縄県立名護商業高等学校については、平成19年4月1日から位置を改めることとする。(附則)

#### 4 根拠法令

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条

#### 5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

#### 6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参考条文

(3) その他参考となる資料

## 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

### 別表第1中

「 沖縄県立北部工業高等学校	名護市大北四丁目1番23号	」を
「 沖縄県立北部工業高等学校	名護市大北四丁目1番23号	」に改める。
沖縄県立名護商工高等学校	名護市大北四丁目1番23号	

第2条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

### 別表第1中

「 沖縄県立北部農林高等学校	名護市字宇茂佐13番地	」を
沖縄県立北部工業高等学校	名護市大北四丁目1番23号	」に、
「 沖縄県立北部農林高等学校	名護市字宇茂佐13番地	」を
「 沖縄県立名護高等学校	名護市大西五丁目17番1号	」に改める。
沖縄県立名護商業高等学校	名護市大西四丁目18番5号	
「 沖縄県立名護高等学校	名護市大西五丁目17番1号	

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 第2条の規定による改正前の沖縄県立高等学校等の設置に関する条例別表第1に規定する沖縄県立北部工業高等学校及び沖縄県立名護商業高等学校は、第2条の規定による改正後の沖縄県立高等学校等の設置に関する条例別表第1の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間、存続するものとする。

3. 前項の規定により存続することとされる沖縄県立名護商業高等学校の位置は、名護市大北四丁目1番23号とする。

平成18年6月 日提出

沖縄県知事 稲嶺惠一

#### 理由

沖縄県立名護商工高等学校を設置し、沖縄県立北部工業高等学校及び沖縄県立名護商業高等学校を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表＜第1条＞ 平成18年10月1日施行

改 正 後

別表第1 (高等学校) (第2条関係)

名 称	位 置	置
沖縄県立辺土名高等学校 略	太宜味村字饒波2015番地 略	名護市大北四丁目1番23号 名護市大北四丁目1番23号
沖縄県立北部工業高等学校 沖縄県立名護商工高等学校 沖縄県立名護高等学校 沖縄県立名護商業高等学校 略	名護市大西五丁目17番1号 名護市大西四丁目18番5号 略	名護市大西五丁目17番1号 名護市大西四丁目18番5号 略

改 正 前

別表第1 (高等学校) (第2条関係)

名 称	称	位 置	置
沖縄県立辺土名高等学校 略	沖縄県立辺土名高等学校 略	太宜味村字饒波2015番地 略	大宜味村字饒波2015番地 略
沖縄県立北部工業高等学校 沖縄県立名護商工高等学校 沖縄県立名護高等学校 沖縄県立名護商業高等学校 略	沖縄県立北部工業高等学校 沖縄県立名護商工高等学校 沖縄県立名護高等学校 沖縄県立名護商業高等学校 略	名護市大北四丁目1番23号 名護市大北四丁目1番23号	名護市大北四丁目1番23号

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表＜第2条＞ 平成19年4月1日施行

改 正 後

別表第1 (高等学校) (第2条関係)

名 称	位 置
沖縄県立辺土名高等学校 略	大宜味村字鏡波2015番地 略
沖縄県立北部農林高等学校	名護市字字茂佐13番地
沖縄県立名護商工高等学校	名護市大北四丁目1番23号
沖縄県立名護高等学校	名護市大西五丁目17番1号
略	略

改 改

別表第1 (高等学校) (第2条関係)

名 称	位 置
沖縄県立辺土名高等学校	大宜味村字鏡波2015番地 略
沖縄県立北部農林高等学校	沖縄県立北部農林高等学校 略
沖縄県立名護商工高等学校	沖縄県立北部工業高等学校 略
沖縄県立名護高等学校	沖縄県立名護高等学校 略
略	略

正

正

前

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるもの  
を除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければ  
ならない。

2~11 略

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育機関の設置）

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館そ  
の他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は  
教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設  
置することができる。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育機関の所管）

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

（学校等の管理）

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 略

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

（学校の範囲）

第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

（学校の設置者、国立・公立・私立学校）

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）および私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 略

（学校の設置基準）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

## 1 総合実業高等学校（仮称）の設置計画

### （1）設置の目的

地域の実態に即して農業、工業、商業、水産など幅広い専門分野を科学技術の視点から総合的に学ぶことのできる総合実業高等学校（仮称）を既存の学校間の再編統合により設置し、新事業の創出や高度な経営・技術にも対応できる産業人材の育成を図る。

### （2）設置する学校の選定（設置理由等）

- ア 各地域における専門高校の設置状況、志願状況、生徒の男女構成等を総合的に勘案し、専門高校間の組み合わせを検討する。
- イ 通学の利便性が比較的高い学校への統合を考慮する。
- ウ 既存の施設設備が有効に活用できる学校への統合を考慮する。
- エ 将来的に学校の施設設備の増設が可能な、敷地に余裕のある学校への統合を考慮する。

### （3）通学区域

原則として県全域とする。

### （4）設置する学校・設置時期・設置する理由・教育内容の主な特色等

総合実業高校（仮称）の設置（一覧）

実施時期 前期：平成14年度～平成18年度

後期：平成19年度～平成23年度

学校名	実施時期	設置理由等	アイエ	教育内容の主な特色等	備考
北部総合実業高等学校 (仮称)	後期	<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部圏域における産業人材の育成すなわち北部振興策に対応した新事業の創出及び高度な経営技術に対応できる人材の育成を図る。</li> <li>・ 北部地域においては、少子化に伴う学級減のために、学校の活力の低下が懸念される。このため学校を再編統合し、教育課程の弹力的編成及び生徒同士の切磋琢磨を図る必要がある。</li> <li>・ 将来的に北部農林高校との学校間連携、さらには（農工商）の再編統合を検討する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北部地域における情報教育の中心校として位置づけ、商業系と工業系の情報技術に関する教育の融合を図る。また、ビジネス英語を中心とした外国語教育の充実を図る。</li> <li>○ 幅広い専門性を養う観点から他学科の教科・科目を履修することができる。 (総合選択制の導入)</li> </ul>	北部工業高等学校と名護商業高等学校を再編統合

# 沖縄県立北部総合実業高等学校（仮称）設置基本計画

〔平成 17 年 9 月 16 日  
教育長決裁〕

## 1 設置の背景

県教育委員会では、平成 14 年度を初年度とする「県立高等学校編成整備計画」を策定したところであり、自立に向けた持続的発展を支える人材育成の見地から、国際化・情報化等社会変化に柔軟に対応し、新しい時代を担う人づくりなどコンセプトを明確にした学校づくりを進め、新しいタイプの学校として総合実業高等学校（仮称）や情報中心校などを設置することとしている。

## 2 設置の必要性

- (1) 県立高等学校編成整備計画に基づき、地域の実態に即して工業、商業など幅広い専門分野を科学技術の視点から総合的に学ぶことのできる総合実業高等学校（仮称）を既存の学校間の再編統合により設置し、情報に関する学習を総合的に行う情報教育中心校として整備し、多様な産業人材の育成を図る必要がある。
- (2) 北部地域における少子化に伴う学級減のために、学校の活力の低下が懸念されることから、学校を再編統合し、教育課程の弾力的編成及び生徒同士の切磋琢磨を図る必要がある。

## 3 設置基本方針

- (1) 学校の特色
  - ア 北部地域における情報教育の中心校として位置づける。
  - イ 幅広い専門性を養う観点から他学科の教科・科目を履修することができる総合選択制を導入する。
- (2) 設置場所  
県立北部工業高等学校敷地内
- (3) 開校年度  
平成 19 年度（4 月開校）
- (4) 設置学科及び学校規模

設置学科	規 模
生産システム科	1 学年 1 クラス 計 3 クラス(40 人 × 3 クラス = 120 人)
電建システム科 <small>電気技術コース 建築技術コース</small>	1 学年 1 クラス 計 3 クラス(40 人 × 3 クラス = 120 人)
総合情報科	1 学年 1 クラス 計 3 クラス(40 人 × 3 クラス = 120 人)
商業科 <small>会計ビジネスコース 流通サービスコース</small>	1 学年 1 クラス 計 3 クラス(40 人 × 3 クラス = 120 人)
ビジネス情報科	1 学年 1 クラス 計 3 クラス(40 人 × 3 クラス = 120 人)
ファイナンス科	1 学年 1 クラス 計 3 クラス(40 人 × 3 クラス = 120 人)
合 計	1 学年 6 クラス 計 18 クラス(40 人 × 18 クラス = 720 人)

(5) 課程  
全日制課程

(6) 通学区域  
県内全域

(7) 教育課程編成方針

- ア 設置する学科の専門性及び特色を生かせる科目設定とする。
- イ 幅広い専門性を養う観点から工業分野、商業分野及び情報分野の学科群から科目を選択することができる総合選択制を導入する。

(8) 施設・設備

北部工業高校の現施設を有効活用し、統合に伴う商業系関連施設等について必要な整備を行う。

(9) 開校に向けての学級の推移

学年	年度							備考
	15	16	17	18	19	20	21	
北部工業高	1	4	4	3	3			H19年募集停止
	2	4	4	4	3	3		
	3	4	4	4	4	3	3	
名護商業高	1	4	4	3	3			H19年募集停止
	2	4	4	4	3	3		
	3	4	4	4	4	3	3	
北部総合実業高校 (仮称)	1					6	6	6
	2						6	6
	3							6
主管校学級数合計	12	12	11	10	18	18	18	
備考					開校			

北部総合実業高校(仮称)の設置に係るフローチャート

